

令和元年5月10日

公益社団法人 日本滑空協会 ご担当者 様

航空局総務課危機管理室

G20大阪サミット開催期間中等における飛行制限区域等の設定について

平素より大変お世話になっております。

G20大阪サミット開催に伴い、別添のとおり航空法第80条に基づき飛行制限区域の設定を行いますので、ご理解、ご協力のほど宜しくお願いします。

つきましては、貴協会会員さまにも周知願います

【 参 考 】

別添①報道発表資料

別添②A I P補足版抜粋

A I P補足版掲載URL : <https://aisjapan.mlit.go.jp/Login.do>